公示第１８１号

関税法第６７条の３第１項又は第６７条の１９の規定の適用を受ける同法第６７条等の規定による貨物の検査の権限に係る処分の対象となる事項の所轄の特例についての公告

関税法（昭和２９年法律第６１号。以下「法」という。）第６７条の３第１項（輸出申告の特例）又は第６７条の１９（輸入申告の特例）の規定の適用を受ける法第６７条（輸出又は輸入の許可）（法第７５条において準用する場合を含む。）及び第４３条の４（外国貨物を置くことの承認等の際の検査）（法第６１条の４、第６２条の７及び第６２条の１５において準用する場合を含む。）の規定による貨物の検査の権限に係る処分の対象となる事項の所轄の特例を下記のとおり定めたので公告する。

平成２９年９月２２日

名古屋税関長　廣瀬　行成

記

１　法第６７条の３第１項又は第６７条の１９の規定による輸出申告又は輸入申告が行われた税関官署（以下「申告官署」という。）と当該申告に係る貨物が置かれている保税地域等の所在地を管轄する税関官署（以下「蔵置官署」という。）が異なる場合において、当該貨物につき法第６７条の規定による検査を行う必要があると認めるときは、当該検査の権限に係る処分の対象となる事項は、蔵置官署が所轄するものとする。

２　前記１に規定する検査について、申告官署の長が自ら貨物の検査を行う必要があると認めるときは、前記１を適用しない。

３　前記１及び２は、次に掲げる規定による検査について準用する。

(1)　法第４３条の４の規定

(2)　法第６１条の４（保税蔵置場についての規定の準用）において保税工場について準用する法第４３条の４の規定

(3)　法第６２条の７（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において保税展示場について準用する法第４３条の４の規定

(4)　法第６２条の１５（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において総合保税地域について準用する法第４３条の４の規定

(5)　法第７５条（外国貨物の積戻し）において準用する法第６７条の規定

附　則

１　この公告は、平成２９年１０月８日から適用する。

２　認定通関業者が行う輸出入申告及び関係書類の提出に係る所轄の特例についての公告（平成２６年公示第１３６号）は、廃止する。

３　この公告の適用時において、既に法令等の規定による申告又は申請が行われ、かつ、これに対しての許可又は承認が未了のものについては、なお従前の例による。